

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 11 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 永 末 雄 大

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 7 年 12 月 26 日（金）から令和 8 年 2 月 26 日（木）まで

2 監査の対象

株式会社 福岡ソフトウェアセンター

経済部 産学振興課

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、福岡ソフトウェアセンターに対し令和 6 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取す

るなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的

株式会社福岡ソフトウェアセンターは、地域産業発展の礎となる「高度情報処理技術者」の育成を第一使命として、平成4年に国・県・市・民間出資により、第三セクター方式で設立された。

「ヒトを育てる」「拠点をつくる」「事業を起こす」の三つの柱を基に、産・学・官のコーディネーターとして、21世紀の高度情報化社会を担う人材の育成と技術の向上、情報化の厳しくかつ激しい時代の流れのなかで、企業にとってこの情報化に対する「高度情報処理技術者」の育成や確保を図ることにより、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 事務所の所在地

飯塚市幸袋 526 番地 1

3 組織（令和6年7月1日現在）

役員等 26名（取締役 常勤4名・非常勤19名、監査役 非常勤3名）

4 主な事業

- ① 人材育成事業
- ② 実践指導事業（17室）
- ③ 開発斡旋事業

5 令和6年度の事業実績

売上高	568,184 千円
経常利益	30,848 千円
当期純利益	17,732 千円

第3 補助金交付額

【令和6年度 福岡ソフトウェアセンター補助金】 18,650,000 円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、監査した事務は、適正に執行されていると認められました。

今後とも、飯塚市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行い、事業の公益性達成のため、より一層努力ください。